

北海道告示第10998号

北海道が令和5年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月7日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その20)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 機構集積協力金交付事業 農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が機構集積協力金交付事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第170号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第170号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
2 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業 電気料金の高騰により農業水利施設に係る維持管理費が増大していることから、土地改良区及び土地改良区連合の安定的な運営を図るため、予算の範囲内で補助する。	土地改良区 土地改良区連合	土地改良区及び土地改良区連合が管理する農業水利施設における当該事業に要する経費	7/10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。